

発行：北出経営労務事務所  
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルティル203号室  
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480  
発行日：2015年7月1日

◆今月のことば◆理念は社長自身が率先して行うものである  
社長がどんなに理念を語っても社長自身の行動と結びつかなければ絵に  
描いた餅。社員のモチベーションも上がらない。率先垂範が大原則。

「あっちいい！！」って大声で叫びたくなりますね(笑)寒いのも苦手だけど暑いのも苦手です(´\_`)/ずっと秋が続けばいいのにと毎年思っています。秋が1番好きなので・・・皆様は体調はどうか？暑さにも少しづつ慣れてきたでしようか？熱中症が世間を騒がす時期ですので水分補給や塩分補給をしっかりと楽しい夏をお過ごしくださいませ(\*^^)海に祭りにスイカに花火(´。ゝ。ゝ。ゝ)毎年毎年部屋にこもってクーラーに感謝しているばかりでなく、お日様の下アウトドアな事してみようと思います(笑) 高間



御社の大切な **内定者** ヤメさせません絶対に！！

## セミナー案内

他社内定者との合同合宿 **内定者研修**

今年も開催  
決定！！

- <日時> 9月17日(木)～18日(金)
- <会場> すかっとランド九頭竜 (福井天菅生町3-10)
- <費用> お一人様25,000円(税別) (1泊3食付き・入浴代・資料代・保険料等込み)
- <定員> 6社20名 ※研修効果を高めるため、1社2名以上でお申込みください



こんなことをお考えの経営者の皆様、必見です！

- ★内定者の内定辞退を防ぎたい
- ★内定者同士の繋がりを深めてもらいたい
- ★内定者に先輩社員との繋がりをもってもらいたい
- ★入社前に自社のことをもっと知ってもらいたい
- ★社会人になる心構えを持ってもらいたい

昨年、初開催をさせて頂きました内定者研修。お客様からの好評を頂き、おかげさまで今回、第2回の開催が決定致しました。昨年に引き続き、他社との合同合宿にて、よりよい刺激を受けながらの研修をご提案いたします。内定者同士の関係性が深まることはもちろん、他社を知ることで自社の魅力を再発見できます。研修の一部で、経営者の皆様や先輩社員にもご参加頂きます。昨年の内容に更なる磨きをかけ、「こんな研修、今までになかった！」と思っただけのような企画を考えておりますので是非ご参加ください。

【実施プログラムの一部】

- 社会人になるための心構え！
- チーム力を発揮せよ！
- プレゼン大会
- BBQで懇親会！



お申込みはコチラから → <http://kkr-group.com/seminar>

### 《講師プロフィール》 北出慎吾 (きたでしんご) 特定社会保険労務士/人事コンサルタント

1976年福井県福井市生まれ。「中小企業を元気にする」を使命に掲げ、経営者サイドに立った社労士として、従業員数1名から700名規模の中小企業に特化した経営・人事コンサルティング、社会保険労務士業務を展開し、強い会社をつくるための人事制度、就業規則の作成、モチベーションアップの社員研修、ビジョン・行動指針づくりなど、経営者から高い評価を得て業績アップに貢献している。考える社員の育成、ビジネスマナーを中心とした新入社員研修は、延べ400人が参加している。2014年より内定者研修を本格的に始動。

著書：「行列のできる社労士事務所の作り方」(2011年ほる出版)

福井県商工会議所エキスパートバンク専門相談員、福井県産業支援センター専門相談員。ゲンキー株式会社現外部監査役。

経営者の皆様が期待を込めて採用した大切な内定者をお預かりして、内定辞退を防止することももちろん、入社するまでに**スーパールーキー**に育てあげます。

# けいえい ろうむ 相談室

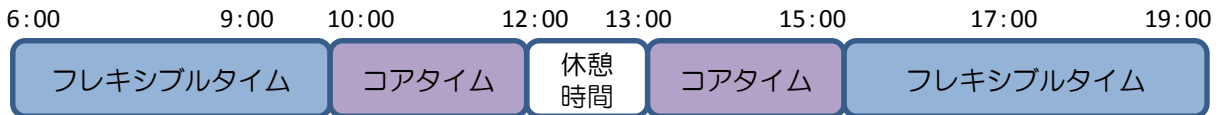
フレックスタイム制とよく耳にしますが、具体的にはどのような制度なのでしょう。



フレックスタイム制とは、1日の労働時間の長さを固定的に定めず、1ヶ月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者はその範囲で各労働日の労働時間を自分で決めることができる制度です。一般的なフレックスタイム制は、1日の労働時間帯を、**コアタイム**（必ず勤務すべき時間帯）と、**フレキシブルタイム**（その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯）とに分けます。コアタイムを設けず、全てをフレキシブルタイムとすることもできます。

## 会社の所定労働時間

### 基本モデル



### 導入するにあたって

就業規則その他これに準ずるものにおいて始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねる旨を定めて下さい。また次の事項を労使協定で定めて下さい。

- ①対象となる労働者の範囲
- ②清算期間（1ヶ月以内の期間に定める）
- ③清算期間における起算日
- ④清算期間における総労働時間（平均して週40時間以内になるように定める）
- ⑤標準となる1日の労働時間
- ⑥コアタイム・フレキシブルタイム



### 労働時間の取扱い・賃金の精算

フレックスタイム制では、実際に労働した時間が定められた総労働時間に比べ、過不足が生じる場合があります。総労働時間を超える分については、賃金の加算を、さらに法定を超える超過分については、割増賃金の支払いをすることで清算が必要です。また総労働時間に満たない分については、賃金の控除又は月の総枠の範囲内で翌月の総労働時間に加算する方法により清算します。

清算期間における法定労働時間の総枠	
清算期間の暦日数	月の法定労働時間数
31日	177.1時間
30日	171.4時間
29日	165.7時間
28日	160.0時間

### 時間外労働協定等

フレックスタイム制では、時間外労働は1日および1週間では判断せず、清算期間における法定労働時間の総枠を超えた時間となります。そのため、時間外労働に関する協定についても、清算期間を通算しての延長時間及び1年間の延長時間を協定します。



午後から出社すれば、午前中に病院や役所の用事を済ませることができたり、魅力的な制度だね。だけど、デメリットもあるよね。



お客様への対応や、会議とか他の人と協力して進める業務を行うときには、時間の設定が難しくなるね。一人で業務を完結できるような職種は利用しやすいのかな。後は、労働時間の管理を一人一人に任せることになるから、人によっては、ルーズになる可能性も…。それに、労働時間の把握が難しそうだから、給与計算なんかはすごく大変そう。



フレックスタイム制を導入する際には、導入目的を明確にし、従業員と使用者が正しく制度を理解・運用することが大切です。制度を適用する従業員の範囲を明確にする、必要に応じてコアタイムやフレキシブルタイムによって一定の制限を設ける事で業務に支障がないようにする、労働時間に対する意識の低下・取引先へのサービスの低下などマイナスの影響がでないように段取りや管理の体制を整えるなど、導入後の影響を考え、事前に対策することが必要です。



### ワンポイントアドバイス

始業および終業時刻を労働者自身が決定しているものの、使用者には、実労働時間を把握する義務があります。適切な賃金清算のためにも、しっかりと管理をしましょう。また、満18歳未満の年少者については、フレックスタイム制は適用できませんので、併せて注意して下さい。



いよいよ今年の10月からマイナンバーが国民一人一人に割り当てられ、**2016年1月より**マイナンバーの利用が開始されます。マイナンバーとは「社会保障・税番号制度」のことで、住民票を持つすべての国民に対して12ケタの番号が通知されます。ではいったい企業としてどのような対策が必要なのでしょうか。今回からシリーズでマイナンバー制度の対策をお伝えします。

■■マイナンバーが利用できる範囲■■

主に「社会保障」「税」「災害対策」の3つの分野に利用されます。

社会保障分野		税分野		災害対策分野	
年金	年金の資格取得年金の給付	税金	確定申告書 届出書 調査書	災害	被災者生活再建 支援金の給付 被災者台帳の作成
労働	雇用保険資格取得 失業等給付				
福祉 医療	保険料徴収 福祉の給付				

実務では、**社会保険（健康保険、厚生年金等）や雇用保険の加入手続き、退職時の源泉徴収票、法定調書等の発行**に利用されることになります。



■■マイナンバー導入におけるスケジュール■■

確実に押さえておきたい9つの実施事項（2015年7月～2016年1月）

	2015年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2016年 1月
マイナンバー情報収集	→						
マイナンバー対象者の洗い出し （従業員、関係者）	→						
従業員へのアナウンス、 利用目的の周知			→				
システム上、物理上の安全管理策 検討	→						
基本方針の策定 取扱規程の整備				→			
就業規則等の改定、 マイナンバーの取り扱い教育					→		
マイナンバーの回収				→			
委託先への対策検討				→			
運用							→



今回はマイナンバー導入における**具体的実施事項**をお伝えします。なお、10月からは住民票に記載された住所に**マイナンバー通知カード**が郵送されますので、現住所と住民票の記載が違う方には住民票の異動手続きを行って下さい。



ご不明な点は…  
☎0776(58)2470  
北出経営労務事務所  
担当：北出まで



7月の  
おしらせ

はすまつり(7/4~8/2)

世界の花「蓮」約120品種が咲き誇る花はす公園で開催。売店やイベントなども用意し、花蓮の幻想的で優美な世界を楽しめます。

☆場所☆南条・花はす公園 入場無料 随時イベントあり(内容により有料)

越前夏まつり(7/18)

様々なステージパフォーマンスや盆踊り大会が開催され、フィナーレでは10,000発の花火が打ち上がり、越前の夜空を彩ります。

☆場所☆越前町道口・越前漁港広場 入場無料 花火打ち上げ時間 8:30~



労働保険 年度更新	年度更新は7月10日(金)までが申告・納付期間となります。同封のパンフレット等をご覧いただき、期間内に忘れずに申告・納付をしてください。
社会保険 算定基礎届	日本年金機構から書類が届きましたら、全被保険者の3か月間(4~6月支払分)の総支給額の平均額を届出してください。提出期限は7月10日(金)です。
賞与支払届 の提出	賞与を支給した場合は、5日以内に「賞与支払届」を、年金事務所及び厚生年金基金に提出します。また、賞与支払予定月等に賞与の支払が無かった場合でも、総括表の提出が必要になりますのでご注意ください。
健康保険 被扶養者状況 リストの提出	平成27年5月15日現在の協会管掌健康保険の被扶養者の方が対象です。まずはリストをご確認ください。該当者がいる場合は「異動届」を、いない場合も状況リストの返送が必要となります。提出期限は7月31日(金)です。

編集後記

七夕のみんなのお願い事は??



所長 北出慎吾



坂野 孝太



前川 賢



山腰 沙緒里



高間 亜希

福井で名実共に一番の  
社労士になる!

なでしこジャパン2連覇☆☆

お得なランチ発見!  
できれば和食で

今年の夏は暑くなりませんように

虫を家の中でみつけませんように